

はしがき

本書は、主として大学の法学部以外の学生や市民の方々に「人権」について学ぶための材料を提供するために作成した入門書である。2008年に初版、2011年に第2版、2017年に第3版が出版され、今回4年ぶりの改訂となった。以下、この本の構成とタイトルの意味について少し説明をしておきたいと思う。

本書は3部構成である。FIRST STAGE は、人権総論部分であり、人権保障の歴史やあり方を、歴史的な人権文書、明治憲法、日本国憲法、国際人権法等を材料として解説している。読者には、まず、自分が人権の享有主体であることを意識していただきたいと思う。そして、人権はすべての人に保障されるはずのものであることも再認識してもらいたい。そのためには、人権保障の歴史等を理解することは不可欠であると考えてこの部分をおくこととした。

SECOND STAGE は、日本国憲法が保障している人権のうち、個人の尊厳と平等、幸福追求権、精神的自由、生存権、労働者の権利、刑事手続における権利を取り上げることとした。これらの人権は今日の日本でも侵害されやすく、誰もが人権侵害の被害者になりうる可能性が高いものであり、まさに自分の身を護るためにもしっかりと知識と思考を身につけてほしいと思う。

THIRD STAGE がマイノリティの権利で、すべての人というよりは特定の人たちに関して問題となってくる人権を扱っている。取り上げたのは、性別に関連する問題、子ども、障害者、ホームレス、外国人、戦後補償、ビジネスと人権、少数民族等の権利、である。おわかりいただけると思うが、弱い立場におかれた人たちのことである。日本で、あるいは世界でも、マイノリティという言葉は、はっきりと用法が定まっておらず、近年の研究、岩間暁子／ユ・ヒョジョン編著『マイノリティとは何か』（ミネルヴァ書房、2007年）では、研究対象とした7カ国のマイノリティ概念を3つに分けて整理している。1つ目は「限定型」、2つ目は「拡散型」、3つ目には「回避型」である（同書5頁）。日本では、1990年以降同性愛者や障害者などを含む「弱者」一般を指し示す2

はしがき

つ目の用法が増加し、その使われ方は1994年ごろにほぼ定着したといわれている（同書37～45頁）。本書のタイトルに使われているマイノリティの意味は、この日本で一般的に使われている「拡張型」の用法によるものである。「弱者」の権利といってしまうばかりやすいのかもしれないが、その人たちが本来的に「弱者」であるわけではなく、社会のあり方が「弱者」を作り出しているのである。そして、少数派の彼らが弱者でなくなるような社会をつくることこそが求められることであるという立場がまさにこの本の訴えたいことでもあるので、マイノリティという用語をあてることにした。第17講に出てくる少数民族等の権利は、第1番目の国際人権法の規定に依拠した「限定型」の意味でのマイノリティであるが、混乱を防ぐために少数民族等と区別して表記することにした。

この THIRD STAGE は、必ずしも自分には関係が深い問題ではないかもしれない。しかし、すべての人に保障されるべき人権が、最も否定されやすい局面を知り、基本的人権がすべての人に保障される社会とは何かということ、人として、主権者としてしっかり考えてみてほしい。2010年5月には「日本国憲法の改正手続に関する法律」が施行され、私たちの一票が、憲法を、そしてこの国のあり方を決める日々がやってくるのは、現実的になっている。

今回の改訂で特に意識したことは、コロナ禍において生命や自由について改めて考えた人たちに思いをよせて、コロナ禍と人権についてところどころで言及したこと、そして、戦後補償の問題が日本にとって重要な課題であることを痛感し、第16講でそのテーマを第2版以来再び扱ったことである。

入門書として、わかりやすい表現を心がけたが、それでもまだ法律的なかたいいいまわしもある。各講の導入部分でとっつきにくさを補ってみた。

なお、本書の製作にあたり法律文化社の小西英央氏に数多くの適切なアドバイスをいただいた。紙面を借りてここにお礼を申し上げさせていただきたい。

2020年11月

コロナ禍によるオンライン授業を試行錯誤した年に

著 者